

70歳～74歳の方

	自己負担限度額	
	外来 (個人ごと)	入院、又は外来を含め同一世帯の 70～74歳の一部負担金の合算額
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% (4回目以降は44,400円)
標準報酬の月額が 28万円未満の方	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※ 平成29年7月以前に受けた診療について、上記の表の計算式が適用されます。